

平成 27 年 7 月 2 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 様

対応要領に対する要望並びに対応指針検討に際しての意見

社会福祉法人日本盲人会連合
情報部長 工藤正一

視覚障害者の初等中等教育は実態として国公立の教育施設において行われており、視覚特別支援学校には視覚障害を持つ教職員が極めて多く、他の特別支援教育施設にはない特徴があり、それに伴う問題と課題も多い。また、近年、特別支援教育の対象となる児童・生徒の数が年々増加するのに反して、視覚特別支援学校の児童・生徒数は年々減少しており、専攻科を含めても約 3,000 人(平成 27 年 4 月現在)となっている。そのような状況を考えると、視覚特別支援学校に関しては、その専門性の維持・向上のためにも、特別な施策が必要である。

このような中、今般、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下、基本方針)」に基づき、文部科学省は「調査研究協力者会議」を設置し、諸般の検討がされているところである。基本方針の「(2)基本方針と対応要領・対応指針との関係」によると、国や地方公共団体等は対応要領で、それ以外の民間事業者は対応指針で定められることとなっている。この度、私たち協力者に課された検討課題が対応指針だけに絞られたため、視覚特別支援学校に関しては、そのほとんどが国公立であることから、今回の検討の対象からは外されている。

基本方針によると、地方公共団体等は地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれている。そこで、視覚特別支援学校を所管する地方公共団体等が対応要領を定める際には、文部科学省の定める対応要領が参考にされることは容易に予想される場所である。今後、対応要領を策定する際には、そのことも念頭に置いて検討することが重要である。

また、改正障害者雇用促進法によると、地方公務員に対する合理的配慮の提供は事業主の義務とされているが、これまでの対応を見ると、その実効性にはあまり期待できない。つまり、これまでも、地方公務員をはじめ公務部門における障害者に対する配慮については、民間に範を示すためにも率先垂範するものとされてきたが、現実はそのようではなかった。そこで、障害者雇用促進法に期待するだけでは、視覚特別支援学校において、これまで続けてきた現実の問題が解決されないことや、視覚障害を有する教職員に対する合理的配慮が保障されない限り、視覚障害児童・生徒のためにも、十分な教育効果を期待することはできないと考えるものである。

なお、対応指針に関しては、いわゆる民間事業者が対象であるので、事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、改正障害者雇用促進法の定めるところに従って行われ、対応指針の対象外とするとの考え方が示されたことについては異論はない。

以上のことから、今後、文部科学省において対応要領を検討する際には、以下のような実態(事例)や要望を踏まえた意見を取り入れていただくよう特段のご配慮をお願いするものである。併せて、対応指針に関連する部分についても参考にしていただきたい。

I 文部科学省としての対応要領に関して

文部科学省としての対応要領を策定するに当たり、視覚特別支援教育現場では、教職員の中に視覚障害当事者が占める割合が特に大きいことから、当該視覚障害教員に対する合理的配慮として、事務補助支援員(職場介助者)の配置等を例示として示すことが必要である。

II 教職員等に関して(視覚特別支援学校等)

【対応要領関係】

(1) 視覚障害のある教員への事務補助支援員の配置

事務処理等の増加に伴い、視覚障害のある職員が墨字の書類を読むことが増えているが、パソコン等で音声確認するには時間がかかる。そして、点字対応の教員については、校内で視力のある者が点字資料を作成しているのが実態である。また、業務上の外出を行う場合、付添として視力のある者が同行することが多い。全ての業務において、視覚障害を有する教員は単独での作業に障壁を持っており、事務作業等の合理的配慮として事務補助支援員の配置が必要である。

(2) 非常災害時における生徒の安全を確保するための十分な教員配置

視覚障害教員(全盲)の配置の割合が多くなることで、非常災害時の対応等が難しくなり、生徒の安全を確保するために十分な教員配置が必要である。そして、視覚障害の教員の避難を晴眼の教員が支援をすることもあり、教員の十分な配置を行う必要がある。また、教員の配置に加え、(1)の事務補助支援員がいれば、その役割を更に的確に果たすこともできる。

(3) 理療科教員の研修体制の充実

通常学校等の研修は十分に用意され、資質の向上が図れるようになっているが、専攻科の教員の資質の向上は校内研修や近隣地区学校の研修のみに限られている。資質向上のためには十分な研修を用意することが必要である。

(4) 理療科教員の人事異動

理療科教員の人事異動を行う事により、教員の専門性の向上を図ることも可能となる。1県1校の学校の割合が36校であり、人事交流を行うことで専攻科の教員の資質向上に繋げることが必要である。

(5) 視覚障害教育に精通した教員の育成・確保、教育支援担当者の法定化

視覚特別支援学校と弱視学級の間で人事異動を行う等、視覚障害教育に精通した教員の育成・確保、及び視覚特別支援学校における教育支援担当者の法定化を行う事で、視覚障害教育の向上を図ることが必要である。

(6) 寄宿舍の整備及び寄宿舍生活の安全確保

通学保障のための寄宿舍の整備及び寄宿舍生活の安全を確保するために、入舎定数に見合った指導者定員の配置等の人員の充実が必要である。

(7) 職員や介助者の適正な男女比

障害の重度化に伴い、身体介助(トイレ介助)を必要とする児童が増えているため同性介助が必要になっている。そのため、職員や介助者の男女比を適正に配置することが必要である。

(8) 就職のための職場開拓

視覚障害のある人が働ける場の確保、視覚障害に対する理解度が低く、視覚障害というだけで、何もできないと企業側は考える傾向がある。適切な理解と職場の確保の推進が必要である。

(9)安全な移動のための整備

修学旅行、移動教室等の校外学習の引率体制が難しい状況が出始めている。公共の場での視覚障害の教員と生徒が安全に移動することを考慮し、教員等の過員配置が必要である。

(10)就労支援機器の保障

視覚障害を有する教員には音声ソフト付きパソコンや拡大読書器等が必要不可欠であるが、その予算は各校の消耗備品費の中で対応しているのが実態であり、予算

等に限界があるため、必要な就労支援機器が行き渡らず苦慮をしている。また、年休や出張等の手続はパソコン処理を行っているが、上記理由から対応に苦慮して業務が滞ることもある。そのため、視覚特別支援教育を安定・向上させる為にも、教員が使用する就労支援機器が合理的配慮の元に保障されることが必要である。

(11) 視覚障害者教員の通勤保障

通勤距離が2 km以下の場合、規定で通勤手当が出ない。しかし、視覚障害があり2 kmを徒歩による通勤を行うことは様々な危険性が高いために、実際はバス等を利用している。2 km以内なら徒歩か自転車で通勤できるという健常者を基準にした規程に対して、視覚障害者の通勤については合理的配慮として特例的に公共交通機関利用の手当支給が必要である。

Ⅲ 児童・生徒に関して(初等中等教育)

【対応要領関係】

(1) 眼科医療との連携

個々の児童・生徒に対して適切な支援・配慮を行うためには、当該児童・生徒の保有視機能正しく把握しなければならない。そのためには、眼科専門医によるロービジョン検査を行った上で、関係者による密接な連携を図ることが必要である。

(2) 高等学校の教科書の価格差保障

障害児が小・中学校に在籍する時は拡大教科書・点字教科書は無償給与されるが、高校は実費負担となり、大きな経済的負担が生じている。そのため、国、または地方公共団体による高等学校の検定教科書と拡大教科書・点字教科書との価格差補償が必要である。

(3) 障害児の実態を把握するための定期的な調査の実施

学校基本調査等を活用し、地域の小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害児の実態を把握するための定期的な調査の実施を行い、インクルーシブ教育の環境整備としても合理的な配慮を行う対象を正確に把握することが必要である。

(4) 支援籍の付与

地域の小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害児に支援籍を付与する等、確実に支援機関との連携体制が構築できるような環境の整備を行う事が必要である。

(5) 拡大教科書の標準的な規格に基づいた試験問題の作成

弱視受験生が読みにくさをハンディとせず、受験できるような配慮の基準を示す必要があるため、高校入試や大学入試において、拡大教科書の標準的な規格に基づいた試験問題の作成が必要である。

(6) 大学入試センターの特別措置の改善

障害者判定や盲学校の就学基準と大学入試センターの基準がずれており、大学入試センターの配慮が希望できる視力の程度や弱視受験生に認められている試験時間延長等の特別措置を合理的な基準に改善が必要である。

(7) 障害児の読書環境の整備

視覚特別支援学校や障害児の在籍する学校とサピエ・NDLネットを確実に接続する等、障害児の読書環境の整備を行うため、接続するための費用を予算化する等の措置が必要である。

(8) 公共図書館の障害者サービスの充実

国会図書館の調査によると公立図書館の3分の1は何ら障害者サービスを実施していない。そのため、公共図書館での障害者サービスの充実が更に必要である。

(9) 試験のバリアフリー化

障害者の自立と社会参加を考えても試験のバリアフリー化は必須である。特に、中途視覚障害者が各種資格試験を受ける際に、点字・拡大文字・音声・パソコン等で受験できるような試験のバリアフリー化は必要である。

【対応指針関係】

(1) 眼科医療との連携

個々の児童・生徒に対して適切な支援・配慮を行うためには、当該児童・生徒の保有視機能正しく把握しなければならない。そのためには、眼科専門医によるロービジョン検査を行った上で、関係者による密接な連携を図ることが必要である。

(2) 盲学校高等部の拡大教科書の発行の充実

教科書バリアフリー法の徹底ということでもあるが、教科書保障という重要な合理的配慮である文部科学省が定めた拡大教科書の標準的な規格に基づく盲学校高等部の拡大教科書の発行の充実が必要である。

(3) テキストデータの提供

出版社等から教科書や参考書の内容をテキストデータで提供されることで、点字

や拡大文字や音声化が簡易になる。このことは、教材作成等において点訳や拡大文字、音声化にも寄与するものであり、教育現場の切実な要望である。そのため、各機関において協力体制が作られることが必要である。

(4) 試験のバリアフリー化

障害者の自立と社会参加を考へても試験のバリアフリー化は必須である。特に、中途視覚障害者が各種資格試験を受ける際に、点字・拡大文字・音声・パソコン等で受験できるような試験のバリアフリー化は必要である。

IV 高等教育に関して(大学)

【対応要領と対応指針に共通】

1. 在学生関連

(1) 眼科医療との連携

個々の学生に対して適切な支援・配慮を行うためには、当該学生の保有視機能を正しく把握しなければならない。そのためには、眼科専門医によるロービジョン検査を行った上で、関係者による密接な連携を図ることが必要である。

(2) 学習資料の保障

授業の受講等の学習に使用する教科書、参考書、その他学習資料を円滑に利用できるようにするために、点訳、音訳、電子データ化等のメディア変換を個々の学生のニーズに即して行う体制を整備することが必要である。

(3) 学習環境の整備

図書館の確実な利用を可能にするために、適切な人材を配置するとともに情報アクセス用の設備を整備することが必要である。

(4) 授業の受講支援

実習や実技に確実に参加できるようにするために、必要な設備を整備するとともに、TA（ティーチングアシスタント）等の人材を適宜配置することが必要である。

(5) 情報保障

事務連絡や就職情報等が視覚障害学生に確実に伝わる体制を整備することが必要である。

(6) 事務手続き支援

視覚障害学生の事務手続きにおける困難を解消するための支援体制を整備することが必要である。具体例としては履修申請の代筆等が該当する。

(7) キャンパス環境の整備

学内や周辺での歩行や活動、施設・設備の利用が安全に行えるよう、キャンパスの環境を整備することが必要である。具体例としては学生食堂の環境整備等が該当する。

(8) 相談・支援体制

視覚障害学生個人からの相談や支援依頼に応じる学内体制を整備することが必要である。

(9) 教職員に対する研修・啓発

合理的配慮についての研修や啓発を教職員に対して継続的に実施することが必要である。

(10) 調整機能の整備

視覚障害学生の個々のニーズや個別的に寄せられる苦情に応じて教職員等との調整を行う機能を整備することが必要である。

2. 入学希望者関連

(1) 情報提供

視覚障害者にもアクセス可能な形態で、入試や教育、支援体制等についての情報を学外に提供することが必要である。

(2) 入学試験のバリアフリー化

障害特性に即した入試を実施することが必要である。

(3) 手続支援

入試や入学に関する手続について視覚障害者を支援する体制を整備することが必要である。

(4) 相談体制の整備

入試や入学に関する学外の視覚障害者からの相談に応じる体制を整備することが必要である。

以上